

2026 年 8 月 7 日

No.LFS_007

健康食品の輸入販売と法規制の実務対応【前編】

——食薬区分・輸入手続・安全管理規制

執筆者：弁護士 中村京子／弁護士 大門由佳／弁護士 乾直行

はじめに：一つの事例から

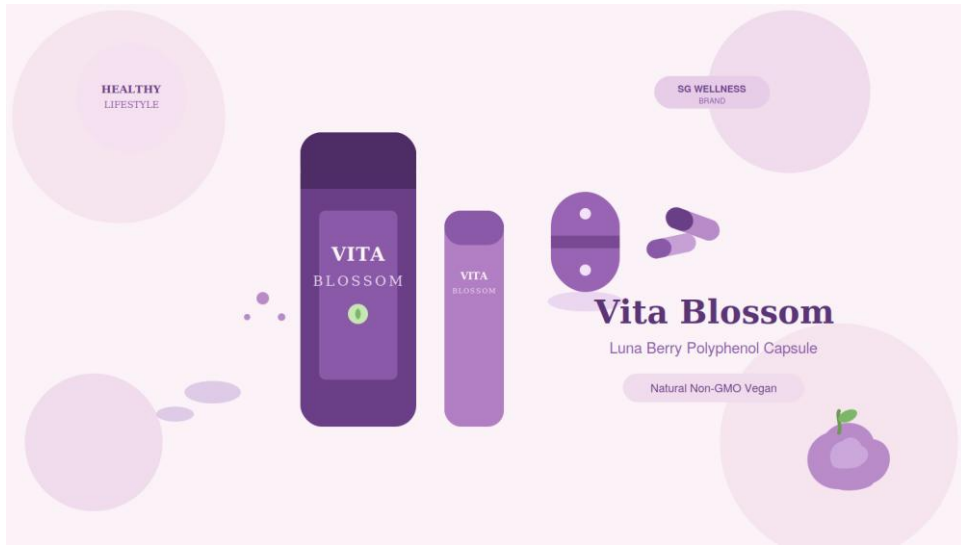
前号（No.LFS_006）では、外国化粧品ブランドの日本展開を題材に、食品・化粧品の区分と広告規制の全体像を概観しました。今回は「食品」、とりわけ健康食品（いわゆる健康食品・保健機能食品）に焦点を当て、外国企業が海外で製造した健康食品を日本に輸入して販売する場面に特有の規制を取り上げます。

健康食品の輸入販売を巡る論点は多岐にわたるため、本号では前編・後編の2回に分けてお届けします。前編では、①そもそも「食品」として輸入できるか（医薬品への該当性）、②食品衛生法上の輸入手続（検疫所への届出・通関）、③サプリメント形状の食品に特有の安全管理規制を取り上げます。後編では、④広告・パッケージ表示の規制、⑤機能性を訴求する場合の表示制度（機能性表示食品等）について解説する予定です。以下、架空の事例を通じてこれらを概観します。

【事例】D社：「Vita Blossom」の日本展開

D社は、シンガポールに本社を置く健康食品メーカーです。主力商品である機能性関与成分（架空の植物「ルナベリー」由来ポリフェノール）を配合したカプセル状サプリメント「Vita Blossom」は、東南アジア各国で「毎日のコンディショニングケア」をコンセプトに販売され、シンガポール・マレーシアで人気を博しています。

2026年8月、D社は日本市場への参入を計画しました。担当者のEさんは、化粧品と異なり食品であれば規制は簡単だろうと考え、次のような対応を進めていました。



図：「Vita Blossom」商品イメージ（架空） — ルナベリー由来ポリフェノール配合カプセル

E さんが取った対応と潜んでいた問題

E さんは次の 4 つの対応を取ろうとしていました。前編では対応①・④を、後編では対応②・③を中心に解説します。

(1) 対応①：現地工場からサンプルを個人宛の国際郵便で取り寄せ、問題なければそのまま同じルートで本格輸入しようとした

(2) 対応②：「Vita Blossom」のパッケージに記載されていた「免疫力をサポートし、疲労回復を早める」との効能表示を、そのまま日本語に翻訳して容器に貼付しようとした（→後編で解説）

(3) 対応③：機能性を訴求すれば売上が伸びると考え、シンガポールでの販売実績を根拠に、消費者庁への届出をせずに「機能性表示食品」の表示を行おうとした（→後編で解説）

(4) 対応④：カプセルの製造工程について、シンガポール工場が独自の品質基準で製造していることを理由に、日本の GMP に関する手続は不要と考えていた

1. 大前提：「食品」として輸入できるか（食薬区分の判断）

E さんの対応を検討する前に確認すべきは、「Vita Blossom」がそもそも食品として輸入・販売できるか、それとも薬機法上の医薬品に該当するかという入口の問題です。食品を標ぼうする製品が医薬品に該当するか否かの判断基準は昭和 46 年 6 月 1 日付け厚生省薬務局長通知（46 通知）「無

承認無許可医薬品の指導取締りについて」に示されています。¹

46 通知は、成分本質（原材料）、形状、表示された使用目的・効能効果・用法用量に加え、販売方法や販売時の説明等を総合的に検討して、医薬品該当性を判断することを基本としています。このうち、専ら医薬品として使用される成分本質（医薬品的成分本質リスト掲載成分等）が含まれる場合には、他の要素にかかわらず原則として医薬品と判断されます。また、これに該当しない成分本質からなる場合であっても、①医薬品的な効能効果を標ぼうするもの、②アンプル形状など専ら医薬品的な形状であるもの、③用法用量が医薬品的であるもののいずれかに該当するときは、原則として医薬品とみなされます²。

「Vita Blossom」については、まず機能性関与成分を含む原材料に医薬品成分本質が含まれているかどうかを確認する必要があります。海外で食品として流通していても、日本の食薬区分では医薬品成分本質とされている原材料は少なくありません（例えば、一部のハーブ・生薬成分や、一部のビタミン誘導体等）。原材料ごとに、厚生労働省が公表する成分本質（原材料）リストと照合する作業が輸入検討の出発点となります。³

【ポイント：形状規制は緩和されている】

かつては錠剤・カプセル剤等の医薬品的な「形状」自体が医薬品該当性の判断要素とされていましたが、現在は、錠剤・カプセル剤等の形状の食品が広く消費されるようになった実態等を踏まえ、「食品」である旨が明示されている場合には、原則として形状のみによって医薬品該当性を判断しないこととされています。もっとも、成分・効能効果・用法用量のいずれかが医薬品的であれば規制対象となる点に変わりはなく、用法用量についても、特定の疾病を念頭に置いたような服用時間・服用量の指定（「食前に 3 錠、症状が改善するまで継続」等）は医薬品的用法用量と判断されるおそれがあります。

¹ 昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（各都道府県知事あて）。同通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」において、食薬区分の具体的な判断基準が示されています。

² 46 通知の詳細な判断枠組み（医薬品的効能効果の解釈、暗示的表現の扱い等）は前号でも一部言及していますが、対象成分の該当性判断には専門的知見を要するため、原材料選定の早い段階で確認することをお勧めします。なお、効能効果の標ぼうについては後編で詳述します。

³ 「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和 2 年 3 月 31 日付け薬生監麻発 0331 第 9 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）。同通知に例示される成分本質（原材料）リストは随時改正されるため、厚生労働省ホームページで最新版を確認する必要があります。

2. 対応①の問題：食品衛生法に基づく輸入手続を経していない

Eさんの対応①、すなわち個人輸入のルートでサンプル確認後にそのまま本格輸入するという発想には、重大な誤りがあります。

販売又は営業上使用する目的で食品等を輸入する場合、食品衛生法第27条に基づき、輸入者は貨物の輸入通関に先立ち、通関地を管轄する検疫所（食品監視課）に「食品等輸入届出書」を提出しなければなりません⁴。この届出は貨物到着の7日前から提出可能で、検疫所の食品衛生監視員が生産国・製造者・原材料・添加物の使用状況等を審査し、必要に応じてモニタリング検査・行政検査・命令検査等を実施します。審査の結果、規格基準への適合等に問題がなければ「食品等輸入届出済証」が交付されます。輸入者はこの届出済証を税関に提出して確認を受ける必要があり、当該確認を受けた後でなければ、輸入の許可を受けることができません。

【ポイント：個人輸入と営業輸入は別制度】

個人用又は試験研究用と認められる食品等の輸入については、食品等輸入届出は不要とされています。ただし、単に輸入量が少量であることや、「社内検討用サンプル」と称していることのみをもって、当然に届出不要となるわけではありません。展示、試食、営業活動、販売可能性の評価等に用いるサンプルについては、この基準に該当するかどうかの判断が分かれ得るため、貨物到着前に検疫所へ事前に確認することが望まれます。Eさんのように、サンプル輸入時の簡便な取扱いをもって本格的な販売用輸入も同様に扱えると考えるのは誤りで、営業目的での輸入には、原則として、その都度、正規の輸入届出手続が必要です。

輸入時の審査では、原材料や製造工程に関する説明書、添加物の使用に関する説明書等の提出が求められることが一般的です。海外の製造委託先（OEM先）から、原材料の規格書・製造工程表・試験成績書等を早期に取り付けておくことが、通関の遅延を避ける実務上のポイントです。特に、初めて輸入する原材料や、日本国内での使用実績が乏しい原材料については、各地方検疫所が設けている貨物到着前の事前相談窓口を活用し、検査要否の見通しを確認しておくことが望まれます。

また、同一の輸入者が同じ食品等を繰り返し輸入する場合には、（A）輸入届出事項の一部及び関

⁴ 厚生労働省「食品等輸入手続について」。届出は、輸入貨物を通関する場所を担当する検疫所窓口に行います。紙の届出書によるほか、輸入食品監視支援システム（FAINS）を利用した電子的な届出も可能です。

係情報について、あらかじめ登録をすることで、届出書の記載の一部を簡略化できる「品目登録制度」⁵、（B）輸入計画及び輸入実績を添付して届け出ること、輸入の都度の届出を不要とする「計画輸入制度」⁶、その他届出手続を簡素化する各種制度を利用できる場合があります。継続的な輸入取引を予定している場合には、これらの制度の活用も検討に値します。

なお、食品衛生法上、食品等事業者（輸入者を含む）は、その取り扱う食品等の安全性について自らの責任で必要な措置を講ずる努力義務を負い（同法第3条）、有害物質を含むもの等、安全でない食品又は添加物や、日本の規格基準に合わない食品又は添加物を輸入してはいけない義務を負っています（同法第6条、第13条第1項、第2項）。食品安全基本法上も、輸入者が輸入食品の安全性確保について第一義的責任を有するとされています（同法第8条）⁷。「シンガポールで適法に流通している製品だから安全」という説明だけでは、日本における食品衛生法上の責任を免れることはできません。

3. 対応④の問題：サプリメント形状の食品に特有の安全管理規制

最後に、Eさんの対応④、すなわちカプセル状サプリメントの製造管理について、日本の手続は不要と考えていた点を検討します。

(1) 指定成分等含有食品制度

2020年（令和2年）施行の改正食品衛生法により、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等（指定成分等）⁸を含む食品は「指定成分等含有食品」として規制されています。指定成分等含有食品を取り扱う営業者（輸入者を含む）は、健康被害情報（因果関係が不明な段階のものを含む）を得た場合、遅滞なく都道府県知事等に届け出る義務を負う⁹もの

⁵ 厚生労働省「食品等輸入手続について」。事前に検疫所窓口で登録手続を行い、付与された登録番号を届出書へ記載します。なお、登録には有効期間があります。

⁶ 厚生労働省「食品等輸入手続について」。計画輸入制度の対象となる食品等は限定されており、食品等に応じて1年間又は3年間の輸入計画及び提出日前3年間の輸入実績を届出書に添付して提出し、審査の結果、問題がないと判断される必要があります。また、同制度の適用を受けた後も、年度ごとに輸入実績を検疫所に報告する必要があります。

⁷ 食品安全基本法第8条は、食品供給行程の各段階において食品関連事業者が果たすべき責務を定めており、輸入者は「食品を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売する事業者」として、この責務の適用を受けます。

⁸ 2026年7月末現在、コレウス・フォルスコリー、ドオウレン、プエラリア・ミリフィカ、ブラックコホシユの4品目が指定されています（令和2年3月27日厚生労働省告示第119号）。

⁹ 食品衛生法第8条第1項。指定成分等は令和2年厚生労働省告示第119号により指定されており、届出義務の目安

とされています。また、指定成分等含有食品を製造する製造業者等には、製造・加工に関する基準（適正製造規範）の遵守¹⁰が義務付けられています。輸入者は、GMP の直接の実施主体ではないものの、海外の製造業者等との間で GMP 管理情報を共有し、輸入する製品が基準に適合して製造されていることを確認する役割を担います。このほか、容器包装への所定事項の表示（指定成分等含有食品である旨等の表示（このうち「指定成分等含有食品である旨」及び「特別の注意を必要とする成分又は物である旨」の 2 事項は 14 ポイント以上の文字で表示することが必要）¹¹）が義務付けられています。「Vita Blossom」の機能性関与成分が指定成分等に該当するかどうかは、原材料の確定時に必ず確認すべき事項です。

(2) 錠剤・カプセル剤等食品の GMP

錠剤・カプセル剤等食品の GMP については、性質の異なる二つの枠組みを区別する必要があります。一つは、消費者庁の「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」であり、天然抽出物等（天然物若しくは天然由来の抽出物を用いて、分画、精製、濃縮、乾燥、化学的反応等により本来天然に存在するものと成分割合が異なっているもの又は化学的合成品）を原材料とする錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状の加工食品を対象として、事業者による自主的な製造管理・品質管理の取組を促すものです。もう一つは、機能性表示食品として届け出る製品のうち、天然抽出物等を原材料とする錠剤・カプセル剤等食品を対象に、GMP の遵守を表示の要件として義務付ける内閣府告示第 108 号（GMP 告示）です。両者は対象範囲及び法的性質を異にするため、混同しないよう留意が必要です。

2024 年の紅麹関連製品による健康被害事案を契機に、天然抽出物等を原材料とする錠剤・カプセル剤等食品について、製造管理・品質管理体制（GMP）の重要性が改めて強調されました。機能性表示食品のうち、天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品については、2024 年 8 月 30 日付の告示（GMP 告示）により、GMP の遵守が表示の要件として位置付けられており、届出者は、当該食品が GMP 告示に従って製造・加工されることを確保する必要があります。この要件は 2026 年 8 月 31 日まで経過措置が設けられており、同年 9 月 1 日から全面的に適用されます

は、死亡を含む重篤な場合はおおむね 15 日以内、その他の場合はおおむね 30 日以内とされています。

¹⁰ 厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長・消費者庁食品衛生基準審査課長「指定成分等含有食品に関する留意事項について」（令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 5 号・消食基第 190 号、最終改正：令和 8 年 1 月 5 日）。製造・加工の基準自体は指定成分等含有食品の製造又は加工の基準（令和 2 年厚生労働省告示第 121 号）に定められています。

¹¹ 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）別表第 20 は、「指定成分等含有食品である旨」及び「指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨」の 2 事項について、JIS Z8305 に定める 14 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示することを求めています。

¹²（一部の運用については自己点検表による自己点検・報告の枠組みも整備されています）。

本事例では、ルナベリー由来ポリフェノール原料は、抽出・精製・濃縮等により天然状態とは成分割合が異なる「天然抽出物等」に該当するものとします。「Vita Blossom」のようなカプセル形状の製品を機能性表示食品として届け出る場合、シンガポール工場における製造工程がこの GMP 告示の要件に適合していることを、届出者の責任で確保する必要があります。現地工場が独自の品質基準・認証（現地の適正製造規範や国際規格に基づく認証等）を取得していたとしても、それが日本の GMP 告示の要件を当然に満たすとは限らず、必要に応じて工程の見直しや追加的な検証が必要になる場合があります。

【ポイント：紅麹事案からの教訓】

2024 年 3 月に発覚した紅麹関連製品による健康被害事案では、腎機能障害等の健康被害や死亡事例が報告されたことを契機に、機能性表示食品の届出者に対する一定の健康被害情報の収集及び行政への情報提供の義務化（2024 年 9 月 1 日施行）¹³、天然抽出物等を原材料とする錠剤・カプセル剤等の機能性表示食品について、GMP に基づく製造管理を表示の要件とすること等、一連の制度見直しが行われました。原材料の安全性評価や製造工程管理の甘さは、ひとたび健康被害が発生すれば、届出撤回や行政対応にとどまらず、消費者の生命・健康に関わる重大な結果を招きかねません。海外製造品を扱う輸入事業者にとっても、この教訓は等しく重要です。

¹² 「機能性表示食品のうち天然抽出物等を原材料とする錠剤、カプセル剤等食品の製造又は加工の基準」（令和 6 年 8 月 30 日内閣府告示第 108 号、令和 6 年 9 月 1 日施行）。その根拠となる食品表示基準の改正は、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年 8 月 23 日内閣府令第 71 号）によります。

¹³ 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 115 号。令和 6 年 8 月 23 日公布、同年 9 月 1 日施行）及び厚生労働省健康・生活衛生局長「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の公布について」（令和 6 年 8 月 23 日付け健生発 0823 第 8 号）。運用の詳細は、厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」（令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 3 号、最終改正：令和 8 年 1 月 5 日）に定められています。同通知は、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品の許可を受けた者に対し、医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断された健康被害情報を収集するとともに、健康被害の発生・拡大のおそれがある旨の情報を得た場合に、都道府県知事等へ速やかに情報提供することを義務付けています。なお、「因果関係が不明な段階のものを含む」健康被害情報の届出は指定成分等含有食品制度における取扱いであり、機能性表示食品等の健康被害情報の対象とは異なります。

(3) 最新動向：いわゆる健康食品を横断する「サプリメント」規制の検討

これまで、天然抽出物等を原材料とする錠剤・カプセル剤等食品については、事業者による自主的な GMP 対応が促されてきました。他方、義務的な GMP 規制は、機能性表示食品・特定保健用食品のうち一定の錠剤・カプセル剤等食品や、指定成分等含有食品など、対象が限定されていました。これに対し、消費者庁の食品衛生基準審議会新開発食品調査部会は、紅麹事案を契機に、機能性の表示の有無を問わず、保健機能食品を含む食品の中で横串として「サプリメント」を定義し、その製造管理のあり方を検討してきました¹⁴。同部会は、令和 8 年 6 月 19 日、「サプリメントの規制の在り方に関する中間とりまとめ」を正式に公表しました¹⁵。同とりまとめは、「サプリメント」を従前どおり食品として整理した上で、「通常の食事による栄養摂取又は通常の食事による生理機能の調節を補助することが目的とされる食品であって、成分の一部又は全部が製造工程において濃縮されたもの、錠剤・カプセル剤・液剤・粉末剤等の摂取の容易な形状であるものその他過剰摂取のおそれのあるもの」を「サプリメント」の定義イメージとして示しています。いわゆる健康食品のすべてが当然にこの定義に含まれるわけではなく、上記の目的要件（通常の食事による栄養摂取又は生理機能の調節を補助することを目的とすること）を満たした上で、①成分が濃縮されたもの、②錠剤・カプセル剤・液剤・粉末剤等の摂取しやすい形状のもの、③その他過剰摂取のおそれのあるもの、のいずれかに該当するものが対象となる点に留意が必要です。

中間とりまとめが示す製造管理の考え方で特に注目すべきは、「サプリメント」のうち錠剤、カプセル剤等食品について GMP の遵守を義務付けることが適当であるとしている点です¹⁶。他方、グミ等、一般加工食品と同様の形状を有する製品については、医薬品との誤認が生じにくいことに加え、既存の製造実態（菓子類の製造ライン等で製造される場合があること）や規制の実効性を踏まえ、当面、GMP 遵守義務の対象から除外することもやむを得ないとされています（ただし、これは恒久的な除外ではなく、今後、義務付けに至る道筋を明確化することが必要とされています）。「Vita Blossom」のようなカプセル形状の製品については、機能性表示食品としてではなく

¹⁴ 消費者庁食品衛生基準審査課「サプリメントに関する規制のあり方」（食品衛生基準審議会新開発食品調査部会資料、令和 8 年 3 月 30 日・4 月 23 日）。同資料は、保健機能食品を含む「その他のいわゆる健康食品」を横串で対象とする定義（「通常の食事による栄養摂取又は生理機能の調節を補助することを目的とした食品」であって、濃縮された成分や摂取容易な形状等により過剰摂取のおそれがあるもの）を提案しています。

¹⁵ 食品衛生基準審議会新開発食品調査部会「サプリメントの規制の在り方に関する新開発食品調査部会の中間とりまとめ」（令和 8 年 6 月 19 日）。同とりまとめは、サプリメントを従来どおり食品として整理した上で、濃縮された成分や錠剤・カプセル剤等の摂取容易な形状であるものその他過剰摂取のおそれがあるものを「サプリメント」の範囲内とする方向を示しています。

¹⁶ 前掲注 15・Ⅱ 2(2)ア

一般食品として販売する場合であっても、将来的に「サプリメント」として GMP 遵守が求められる可能性がある点に留意が必要です。なお、本中間とりまとめの本文には、GMP 遵守義務を「輸入品を含め」求める旨を明記した記載は確認できません。もっとも、令和 8 年 4 月 23 日の検討段階の資料ではその方向性が示されており、輸入品の取扱いは今後の制度設計上の重要な論点になるものと考えられます¹⁷。

なお、健康被害情報の報告や営業の許可・届出のあり方については、当初から厚生労働省の厚生科学審議会において検討することとされており、「サプリメント」の定義・製造管理のあり方を検討する消費者庁の食品衛生基準審議会とは異なる審議体で並行して検討が進められています。具体的な対象範囲、施行時期及び輸入品の取扱いを含む制度の詳細は、今後の法令整備等に委ねられていますが、健康食品を輸入する事業者にとっては、現行の GMP・指定成分等含有食品制度への対応にとどまらず、対象範囲の拡大を見据えた社内体制の準備を検討する時期に来ているといえます。

おわりに（前編）

前編では、架空のブランド「Vita Blossom」の日本展開というストーリーを入口として、外国企業が健康食品を日本に輸入・販売する際の入口の論点、すなわち食薬区分の判断、食品衛生法上の輸入手続、サプリメント形状食品に関する安全管理規制の全体像を概観しました。

化粧品と比較すると、健康食品の輸入販売は食品として輸入すること自体について一律の輸入販売業許可が求められるわけではないものの、「食品として輸入できるか」という入口の判断、原則として輸入の都度必要となる検疫所への届出、指定成分等・GMP といった安全管理規制など、輸入事業者が自ら確認し責任を負うべき事項が数多く存在します。また、国内で行う製造・加工・保管・販売等の態様によっては、食品衛生法上の営業許可又は届出等が別途必要となる場合がある点にも留意が必要です。特に、2026 年 6 月 19 日に公表された「サプリメント」規制の中間とりまとめは、通常の食事による栄養摂取又は生理機能の調節を補助することを目的とする食品のうち、成分が濃縮されたもの、錠剤・カプセル剤等の摂取しやすい形状のものその他過剰摂取のおそれのあ

¹⁷ 消費者庁食品衛生基準審査課「サプリメントに関する規制のあり方」（令和 8 年 4 月 23 日付新開発食品調査部会資料）の検討段階では、製造管理のあり方について「サプリメントについては、輸入品を含め、GMP の遵守義務を求めることとしてはどうか」との記述がありました。もっとも、令和 8 年 6 月 19 日付で公表された正式な中間とりまとめの本文には、この「輸入品を含め」という文言は確認できず、同とりまとめは「サプリメント」のうち錠剤、カプセル剤等食品について GMP の遵守を義務付けることが適当である旨を述べるにとどまります。正式な中間とりまとめには輸入品への適用関係に関する明示的な記載がないため、今後の法令、通知、QA 等において、その具体的な適用関係を確認する必要があります。

るものを「サプリメント」とする定義イメージを示し、そのうち錠剤、カプセル剤等食品について GMP 遵守を義務付けることが適当であるとしています。輸入品の取扱いを含む具体的な制度設計は今後の法令整備等に委ねられていますが、外国企業による健康食品の輸入販売の実務に影響を与える可能性がある動向として、引き続き注視が必要です。

後編では、E さんの対応②・③を題材に、健康食品の広告・パッケージ表示に関する規制（薬機法・健康増進法・景品表示法・食品表示法）、機能性表示食品制度の適正な利用（無届表示の違法性、届出に必要な対応、海外製造品固有の留意点）について詳しく解説します。

執筆者

弁護士 中村京子（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: kyoko.nakamura@aplaw.jp

弁護士 大門由佳（パートナー、第一東京弁護士会）

Email: yuka.daimon@aplaw.jp

弁護士 乾直行（アソシエイト、第二東京弁護士会）

Email: naoyuki.inui@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ライフサイエンスプラクティスチーム

Email: cpg_lifescience@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office

〒100-0011 東京都千代田区
内幸町 2-2-2
富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス | Osaka Affiliate Office

（A&S 大阪法律事務所）
〒530-0005 大阪府大阪市北区
中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |

Fukuoka Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所）
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2
丁目 12-1 天神ビル 10 階



ニューヨーク提携オフィス | New York Affiliate Office

1120 Avenue of the Americas,
4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office

85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス | Frankfurt Affiliate Office

Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325
Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス | Brussels Office

CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス | Ho Chi Minh Office

10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton
Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho
Chi Minh City, Vietnam

